

政治倫理条例検討委員会の検討経過（その２）について（報告）

本検討委員会の調査・検討の経過については、令和７年５月３０日に報告したところですが、それ以後の調査・検討の経過について、別紙のとおり報告いたします。

令和７年６月１６日

政治倫理条例検討委員長

高倉 良生

東京都議会議長

増子 ひろき 殿

目 次

1 政治倫理条例検討委員会の調査・検討の経過

(1) 調査・検討の経過	1
--------------	---

2 条例検討の概要

(1) 条例案に関する検討	1
---------------	---

3 経過報告（その2）

政治倫理条例検討委員会 資料一覧	2
------------------	---

1 政治倫理条例検討委員会の調査・検討の経過

(1) 調査・検討の経過

政治倫理条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、令和7年第二回定例会の会期中に、2回の検討委員会及び打合会を開催し、下表のとおり調査・検討を行った。

政治倫理条例検討委員会 開催状況(追記分)

日 時	会 議	議 題
令和7年 6月3日(火)	第15回打合会	○委員会の運営について
	第13回検討委員会	○条例案の検討について
6月4日(水)	第16回打合会	○委員会の運営について
	第14回検討委員会	○条例案の検討について

調査・検討の概要は、以下のとおりである。

《条例の検討》

① 少数会派及び無所属議員からの意見聴取

第11回検討委員会において、都民ファーストの会 東京都議団（以下「都ファースト」という。）、都議会公明党（以下「公明党」という。）、日本共産党東京都議会議員団（以下「日本共産党」という。）及び東京都議会立憲民主党（以下「立憲民主党」という。）の4会派からそれぞれ提案された条例案については、委員を構成する会派以外の議員（1会派及び無所属議員）に提供し、文書により意見を求めることとした。提出された意見〔資料14〕は、第14回検討委員会において共有した。

② 各会派からの条例案の提案

第13回検討委員会において、上記の4条例案に代わり、都ファースト及び公明党の共同提案により「東京都議会議員の政治倫理に関する条例（案）」〔資料13-1〕が、日本共産党、立憲民主党及びミライ会議の共同提案により「東京都議会議員の政治資金に係る政治倫理の確立に関する条例（案）」〔資料13-2〕が、それぞれ提案された。趣旨説明の後、両条例案について、第13回及び第14回検討委員会において検討を行った。

2 条例検討の概要

(1) 条例案に関する検討

上記の2条例案の検討における論点と各会派の意見の主なものは、以下のとおりである。

○議員の責務や政治倫理規準の対象範囲

- ・議員の責務や政治倫理規準について議論が行われ、条例検討の端緒となった政治資金に関する事項を含め、議員としての行動規範全般を盛り込むべきとの意見、今回制定する条例では政治資金に関する事項に限定し、ハラスメントなど他の事項は来期において検討すべきとの意見があった。

○政治資金に関する政治倫理規準

- ・条例検討の端緒となった、政治資金パーティーにおける政治資金収支報告書の不記載事案も踏まえ、不適切な政治資金管理の再発防止について議論が行われた。
- ・政治倫理規準において、寄附も含めた全ての政治資金を預貯金口座に入金するなど、透明性を確保する仕組みを具体的に規定すべきとの意見、連座制的な効果につながる仕組みとして、会計責任者への議員の監督責任を規定すべきとの意見などがあった。また、端緒となった政治資金パーティー自体の自主的な禁止を規定すべきとの意見があった。

○ハラスメントへの対応

- ・政治倫理規準にハラスメントを規定する場合、運用に当たっては、具体的な事例等を踏まえた手続の整備が重要である旨の意見などがあった。

○その他

- ・前文における、条例制定の端緒となった政治資金収支報告書の不記載事案に関する記述について議論が行われ、都議会全体として再発防止に取り組むべき問題であることから、包括的な記述で経緯を明記すべきとの意見、再発防止を図る上で、不記載事案について会派名も含め、経緯を明記すべきとの意見があった。
- ・条例施行前に起こった事案が、審査請求の対象となるかについて議論が行われた。
- ・不記載事案の真相究明に関する決議についても議論が行われた。

3 経過報告（その2）

令和7年第二回定例会の会期中の検討委員会における調査・検討の経過は以上のとおりであり、これをもって検討委員会の経過報告（その2）とする。

政治倫理条例検討委員会 資料一覧（第13・14回追記分）

<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/investigation/political-ethics/process.html>



資料No.	委員会	資料名
13-1	第13回	東京都議会議員の政治倫理に関する条例(案) 都ファースト・公明党共同提案
13-2	第13回	東京都議会議員の政治資金に係る政治倫理の確立に関する条例(案) 日本共産党・立憲民主党・ミライ会議共同提案
14	第14回	「東京都議会議員の政治倫理に関する条例(仮称)」に対する会派意見(第2回) 地域政党 自由を守る会 さんのへ あや 議員
15	第13・14回	速記録 (確定次第、議長に追加報告するとともに追録予定)

都ファースト・公明党共同提案

東京都議会議員の政治倫理に関する条例（案）

都民の負託を受けた東京都議会議員は、都民福祉の向上を通じて、都政の発展に力を尽くすことが求められている。

その責務を全うするためには、東京都議会議員としてふさわしい、深い識見と高い倫理観を持って政治活動に臨まなければならない。

近年、政治活動に伴う金銭の授受における不透明性や不正・不適切な資金管理に対して都民から批判を招く事案が発生しており、再発防止に向けた東京都議会としての迅速かつ体系的な対応が求められている。

加えて、多様性を尊重する人権意識やハラスメント被害の根絶が社会的に希求されていることもあり、東京都議会議員が備えるべき識見や倫理観に対して、かつてないほどの緊張感の中で都民の関心が高まっていることを自覚しなければならない。

このような認識の下、東京都議会は、都民に対して、東京都議会議員の責務、遵守すべき政治倫理規準等を明らかにするとともに、それらに準拠した議員活動を行うために必要な自律的な取組の励行を図ることにより、確固たる政治倫理を確立することを決意し、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、東京都議会（以下「議会」という。）における政治倫理確立のため、東京都議会議員（以下「議員」という。）の責務、遵守すべき政治倫理規準等を定めるとともに、その励行を議会として促すことにより、議会の秩序及び名誉を守り、都民の厳粛な信託に応え、もって清潔で民主的な都政の発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第二条 議員は、都民の負託に応えるため、絶えず都民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的責務が課せられていることを自覚し、その言動が都民及び都政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、都民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする責務を負うものとする。

（宣誓書の提出）

第三条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から三十日以内に、東京都議会議長（以下「議長」という。）が定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

（政治倫理規準）

第四条 議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の関係法令等（以下「関係法令等」という。）とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

一 議員の品位又は名誉を損なう行為により、都民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

二 権限の濫用又は地位の不当な利用により、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。

三 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。

四 自己又は特定の者に有利となるよう、国又は地方公共団体の契約又は処分等に不当な働きかけをしてはならないこと。

五 公務員又は関係団体の職員に対し、影響力を不当に及ぼすなどして、公正な職務の執行を妨げてはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。

六 政治資金に関し、道義的な批判を招くような寄附を受けてはならないこと又は同様の寄附を資金管理団体

をはじめ自らが代表者である政治団体（以下単に「政治団体」という。）に受けさせてはならないこと。

七 政治資金の管理に関して、次の事項を遵守すること。

イ 政治団体の収支について、全てを漏れなく真実に即して記録し、法令に従って報告すること。

ロ 収支報告書に記載されない、公正を疑われるような金銭があつてはならないこと。

ハ 繰越額を計上する場合を含め、収支報告書の記載と実際の政治資金が一致するよう、会計帳簿や証拠書類を整備すること。

ニ 会計帳簿と異なる政治資金の実態を放置してはならないこと。

ホ 政治団体の会計責任者（会計責任者の職務を補佐する者を含む。以下同じ。）が、収支報告書へ記載すべき事項の不記載又は虚偽の記入その他の不正な会計処理を行い、都民に重大な疑念を与えることのないよう、これを防止するため相当の注意を払うとともに、当該会計責任者を適切に監督すること。

ヘ 政治資金パーティーの対価、政治活動に関する寄附等の政治活動に充てる全ての収入を預金又は貯金の口座に入金し、収支報告書に反映させるなど、適切に資金を管理すること。

八 次条第一項に規定する審査会から出席又は出席に加えて資料の提出の要請があつた場合は、出席し、又は出席の上で資料を提出し、誠実に答えること。

九 東京都男女平等参画基本条例（平成十二年東京都条例第二十五号）、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成三十年東京都条例第八十六号）、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）、東京都手話言語条例（令和四年東京都条例第一百十号）等の趣旨を踏まえ、多様性の尊重に配慮した人権意識を持ち、人権侵害行為を行つてはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。

十 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和六年東京都条例第四百十号）に定めるカスタマー・ハラ

スメントをはじめ、各種のハラスメント行為を行ってはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。

十一 前二号に規定する条例のほか、条例において都民の行動規範を定めている場合には、その趣旨を踏まえ、率先して行動すること。

2 議員は、刑事上の責任を負わない場合であっても、法令違反の疑い又は都民に重大な疑念を与える行為があった場合は、政治的及び道義的責任を負うものとする。

（審査会の設置）

第五条 議会に、東京都議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員九人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の会議に諮って議長が任命する。ただし、議員は、委員となることができない。

一 政治倫理に関し優れた識見を有する者であって議会が推薦するもの 二人以内

二 弁護士 三人以内

三 公認会計士 一人以内

四 税理士 一人以内

五 前各号に掲げる者のほか、政治倫理に関し優れた識見を有する者 二人以内

4 前項第一号の規定による議会の推薦は、議長が議会運営委員会の協議を経た上で、決定するものとする。

5 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。ただし、委員及び臨時委員の数の合計数は、九人を超えることができない。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、議会運営委員会の協議を経た上で、

議長が任命する。ただし、議員は、臨時委員となることができない。

7 委員の任期は、原則として、議員の任期満了後の最初の議会の会議において後任者が任命されるまでとする。ただし、再任を妨げない。

8 臨時委員の任期は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

9 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

10 副会長の数は、審査会がこれを定める。

（会長の職務代行）

第六条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

2 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、順次、委員が会長の職務を行う。

（審査会の運営と役割）

第七条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

一 審査会は、会長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。

二 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

三 審査会の議事は、会長を除く委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

四 次条第一項の規定による審査の請求（以下この条において単に「審査の請求」という。）をされた議員は、審査会から出席又は出席に加えて資料の提出の要請があった場合は、出席し、又は出席の上で資料を提出し、誠実に答える義務を負う。

五 審査会は、審査の請求をされた議員の関係者に対し、必要があると認める場合は、審査会への出席又は資料の提出の要請を行うことができる。

六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。

七 委員及び臨時委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

八 審査会の会議は、これを非公開とする。

九 前号の規定にかかわらず、審査会が必要と認めるときは、その議決により審査の一部又は全部を公開することができる。

十 審査会の委員若しくは臨時委員又は委員若しくは臨時委員であつた者（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

十一 審査会は、審査の請求をされた議員につき、関係法令等又は第四条第一項各号に掲げる政治倫理規準（以下「政治倫理規準」という。）のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し、文書による警告又は議場における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。

十二 第三号の規定にかかわらず、審査会は、会長を除く委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの三分の二以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。

十三 審査会は、前二号に定める審査の結果を意見として答申しない場合で、政治的又は道義的に責任があると認められないときは、その旨を審査の結果として答申するものとする。

十四 審査会は、前号の場合において、審査の請求をされた議員から名誉の回復を求められたとき又は名誉の回復を図る必要があると認めるときは、議長に対し、当該議員の名誉を回復するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

十五 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査の請求をされた議員以外の議員、政治倫理に関し優れた識見を有する者等に対し、参考人としてその出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を

求めることができる。この場合において、審査会は、更に必要があると認めるときは、その議決によって、当該参考人を審査に加えることができる。

2 審査会は、議長に対し、関係法令等の改正、政治倫理規準に関する社会的環境の変化等に応じて、議員に対する研修又は注意喚起を適時に、かつ、適切に実施するよう求めることができる。

3 議長は、前項の規定による求めがあった場合は、議会運営委員会の協議を経た上で、必要な研修又は注意喚起を実施するなど、誠実に対処するものとする。

4 議員は、前項の規定による研修又は注意喚起が実施される場合は、積極的に当該研修に参加し、又は当該注意喚起を契機として自ら進んで必要な知見の習得を図り、これらに基づく活動の励行に努めなければならない。

5 審査会は、議長に対し、前各項に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項について定めるよう求めることができる。この場合において、議長は、議会運営委員会の協議を経た上で、誠実に対処するものとする。

（審査の請求）

第八条 議員及び都内有権者（地方自治法第十八条に定める選挙権を有する都民をいう。以下同じ。）は、関係法令等又は政治倫理規準のいずれかに反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員にあっては議員の定数の三分の一以上で、かつ、三以上の会派（所属議員が一人の場合を含む。）の議員の連署をもって、都内有権者にあつては議員の定数の三分の一以上で、かつ、三以上の会派（所属議員が一人の場合を含む。）の議員の紹介をもって議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

2 議長は、前項の規定による審査の請求（以下単に「審査の請求」という。）を受けたときは、速やかに審査会に諮問するものとする。

（議長への報告）

第九条 会長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

（審査の結果の通知及び公表）

第十条 議長は、前条に規定する審査の結果（以下単に「審査の結果」という。）の報告を受けたときは、その内容を議会運営委員会に報告するとともに、審査の請求をした議員又は都内有権者の代表者及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

（意見書の提出及び公表）

第十一条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

（措置）

第十二条 議長は、審査の結果の報告を受けたときは、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の会議に付し、審査会が必要と認める措置を議会の責任で講ずるものとする。

2 議会運営委員会は、前項の場合において、必要があると認めるときは、委員等の出席及び審査の経緯に関する説明を求め、質疑を行うことができる。この場合において、委員等はこれに誠実に応じなければならない。

3 議長は、第七条第一項第十四号に規定する審査会からの求めがあった場合には、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の会議に付し、審査の請求をされた議員の名誉を回復するため、前条第一項に規定する意見書の当該議員本人による読み上げ等の必要な措置を認めるものとする。

（見直し）

第十三条 議会は、社会情勢の変化及び議員活動の状況等を踏まえ、この条例の施行からおおむね四年ごとに、この条例の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、都道府県議会の権能及び都道府県議会議員の職責に係る法令等に関する見直し等が行われる際には、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和七年七月二十二日から施行する。

（提案理由）

東京都議会議員の責務、遵守すべき政治倫理規準等を明らかにするとともに、それらに準拠した議員活動を行うために必要な自律的な取組の励行を図ることにより、確固たる政治倫理を確立する必要がある。

日本共産党・立憲民主党・ミライ会議共同提案

東京都議会議員の政治資金に係る政治倫理の確立に関する条例（案）

東京都議会において、政治資金に関し、東京都議会自由民主党が開催した政治資金パーティーに係る政治資金の不適正な取扱いが発覚し、当時現職であった議長が責任をとって辞職したことなどにより、東京都議会に対する都民の信頼は大きく損なわれた。

都民の信頼を確立していくためには、東京都議会議員一人一人が、その職責にふさわしい、深い識見と高い倫理観を持って、政治活動に臨まなければならない。東京都議会は、都民に対して、東京都議会議員の責務等を明らかにすることにより、政治資金に係る確固たる政治倫理を確立することを決意し、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、都政が都民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、その担い手である東京都議会議員（以下「議員」という。）が、その職務の執行における公正と高潔性を明らかにするため、議員及び会派（所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）が責任を持って、政治資金の収支及び使途の適正化並びに透明性確保を図ることにより、政治資金に係る政治倫理を確立し、もって公正で民主的な都政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 政治団体 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条に規定する政治団体のうち、議員が代表又は会計責任者を務めるものをいう。
- 二 政治資金パーティー 政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーをいう。
（議員及び会派の責務）

第三条 議員及び会派は、都民の信頼に値する高い倫理的義務が課されていることを自覚し、政治資金規正法その他の法令を遵守するとともに、政治資金に関する不正行為及び都民に対し疑念を抱かせる行為を厳に慎み、都民の負託に応え、都民の利益全体を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員及び会派は、政治資金に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、都民の代表として良心及び責任感を持って、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。

（政治資金パーティーの禁止等）

第四条 議員は、この条例の目的を達成するため、政治団体による政治資金パーティーを自主的に禁止する。

2 議員及び政治団体は、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附を受けてはならない。

（政治資金倫理審査会の設置）

第五条 議会に東京都議会政治資金倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査の請求）

第六条 議員は、この条例に反する疑いがあると認められる他の議員がある場合は、議長に対し、議員の定数の十二分の一以上で、かつ、三以上の会派の議員の連署により、審査を請求することができる。

2 都民は、この条例に反する疑いがあると認められる議員がある場合は、議長に対し、議員の定数の十二分の一以上で、かつ、三以上の会派の議員の連署により、審査を請求することができる。

3 前二項の審査の請求（以下単に「審査の請求」という。）は、理由を明らかにした文書（以下「審査請求の文書」という。）をもって行うものとする。

4 議長は、審査の請求があったときは、速やかに議会運営委員会に報告するとともに、審査会に対し、審査請求の文書を送付しなければならない。

5 審査会は、前項の規定による送付を受けた場合は、速やかに審査を行わなければならない。

（審査会の組織及び運営）

第七条 審査会は、委員十人以内をもって組織する。

2 委員は、政治資金、地方議会等に関して専門的知識を有する者及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十八条に規定する選挙権を有する都民のうちから、議長が公正を期して委嘱する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、任期が終了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 審査会は、委員長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は議長が招集する。

7 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 審査会の会議は公開する。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の三分の二以上の委員の同意を必要とする。

10 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

11 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（審査会の職務）

第八条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

一 審査の請求があつた事案について調査及び審査し、報告書を議長に提出すること。

二 政治団体が、政治資金規正法の規定に基づき東京都選挙管理委員会に提出した政治資金収支報告書を審査し、報告書を議長に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、政治資金に係る政治倫理の確立を図るため、議長の諮問を受けた事項について答申し、又は建議すること。

（調査協力義務及び弁明の権利の保障）

第九条 知事、議会、議員及び会派は、審査会の調査に協力しなければならない。

2 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があったときは、出席し、誠実に答える義務を負う。

3 審査会は、議員又は会派が第一項の調査に協力しなかったとき、又は虚偽の報告をしたときは、報告書にその旨を記載しなければならない。

4 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。

（条例違反に対する措置の勧告等）

第十条 審査会は、この条例に違反する事実を認定したときは、報告書にその旨を記載しなければならない。この場合において、審査会は、違反者に対し、次に掲げる措置を勧告することができる。

一 議場における陳謝の勧告

二 公開の場における審査会が主宰する説明会への出席勧告

三 出席又は参加の自粛の勧告

四 役職辞任の勧告

五 議員辞職の勧告

2 第七条第八項の規定にかかわらず、前項第三号から第五号までに掲げる措置の勧告は、出席委員の三分の二以上の多数による賛成を必要とする。

（審査結果の通知及び公表）

第十一条 議長は、審査会の報告書が提出されたときは、審査の請求をした議員、都民及び審査の請求をされた

議員に対してその内容を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

（意見書の提出及び公表）

第十二条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

（措置）

第十三条 議長は、審査会の報告書が提出されたときは、勧告その他の審査会が必要と認める措置を講ずることができる。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

（条例の見直し等）

第十四条 議会は、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において一回以上、この条例の目的の達成状況について検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認める場合には、この条例の改正も含め適切な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定による検証及び検討を行うために、検討会を設置する際には、各会派から二名又は一名の議長が指名する議員及び議長により組織するものとする。

（委任）

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

（提案理由）

東京都議会議員の政治資金に係る政治倫理を確立する必要がある。

令和7年6月4日

地域政党 自由を守る会 さんのへあや

「東京都議会議員の政治倫理に関する条例（仮称）」に対する会派意見（第2回）

◎条例名「東京都議会議員の政治倫理の確立に関する条例」

※共産党案が、「東京都議会議員の政治資金に係る政治倫理の確立に関する条例」としたことは、目的と手段を分かり易く明らかにする観点から評価できる。ただし、政治資金については、政治資金規正法に罰則規定があるとともに、本条例は議員等に自らの言動について説明責任を求めるものであるから、政治資金に射程を絞るように受け取れる「政治資金に係る」の文言は条例名に加える必要はない。

◎第1条関係

- ・「東京都議会議員（以下「議員」という。）における」を「東京都議会議員（以下「議員」という。）及び知事、副知事、教育長、知事特別秘書（以下「知事等」という。）における」に改める。
- ・「議会の秩序」は削除する。

※「議会の秩序」は少数者や少数意見を制約する根拠とすべでない。また、条例の適用対象に都知事、副知事、教育長、知事特別秘書等を含める。

◎第2条関係

- ・「議員」を「議員及び会派、知事等」とする。

※第2条（責務）は「議員および会派の責務」とすることにより、いわゆる「裏金」が会派に寄付されたことを鑑みて会派にも説明責任を課す。また、平成28年第2回定例会のいわゆる「セクハラ野次事件」で懲罰期限が過ぎてから野次を発した議員が名乗り出るまで、特定に消極的だった会派があった。議員同様、所属会派にも説明責任を課す必要がある。今後、議会基本条例（仮称）に同種の規定が制定された際には、同条例に移行することに留意する。

◎第3条関係

- ・寄付について「政治的・道義的批判を受ける恐れのある寄附の受け入れの禁止（後援団体を含む）」を明示して盛り込む。
- ・「都の職員の採用、昇格又は移動に関して推薦又は紹介をしないこと」を規準に追記、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」という説明責任を課す条項を追加する。

※寄付者の範囲については、都との請負関係にあるものについては政治資金規正法により禁止されているが、政治家個人についても疑念が生じないよう、積極的に自らを律する必要がある。この2つの修正により、議員・知事等と利害関係者をはじめ反社会的組織やカルト宗教等との分離の徹底を図っていく必要がある。

◎第4条関係

・第4条の審査の請求とともに、第2項を追加し、熊本市条例第6条のような有権者の連署に基づいて実施する調査の直接請求性度も規定する。

・審査および調査の実施にあたっては、議会の付属機器として、政治倫理審査会を設置し、審査・調査の実施に携わせること。同審査会の委員は、議員のほかに行政に関し識見の高い者および公募の都民から議長が議会の同意を得て委嘱する。

※本条例の運用にあたっては、議員だけでなく、幅広い都民参加が保障され、疑念を持った都民は、疑念を正す権利があることを、手続きを含めて規定する必要がある。

有権者による調査請求権なくしては、いくら厳しい政治倫理規準を条例に盛り込んでも実効性は期待できない。議員・知事等に癒着・不正の疑いがあれば、有権者が調査請求をおこない、これを受けて審査会が違法性を認定し、違反者に対する措置を勧告してこそ、本条例は実効性を担保され则认为る。

◎第5条関係

・「第3項の委員は全ての会派から指名されなければならない。公募の有権者を含めるものとする。」を追加する。

※政治倫理審査会の設置にあたっては、単国会派を含む少数会派の参加権を保障されなければ、監視機能は十分とはいえない。

審査および調査の実施にあたっては第5条の政治倫理審査会が行い、同審査会の委員は、議員のほかに行政に関し識見の高い者および公募の都民から議長が議会の同意を得て委嘱し、単国会派を含む少数会派の参加権を保障する。

◎第7条関係

審査会の公開原則と都民の傍聴の権利、インターネット中継と動画配信、地方自治法第115条に準じた秘密会の手続き規定を設けること。また、議員および会派に審査および調査への協力を義務付けること。

※政治倫理審査会の運営にあたっては、公開を原則とされなければ、監視機能は十分とはいえない。一方、やむを得ない事情があるときの非公開（インカメラ審査）とする要件と手続きを規定しておく必要がある。

◎第8条関係

第2項として、「議員および会派が前項の調査に協力しなかったとき又は虚偽の報告をしたときは、審査会は、意見書にその旨を記載しなければならない」という条項を加える。

※虚偽申告、不協力、審査妨害を防止する規定を設ける。

◎第11条関係

（逮捕後の説明会）

刑事犯の容疑による逮捕後も、その職に留まろうとするときは、当該議員又は所属会派は議長に、都民並びに議会に対する説明会の開催を求めることができる。

（起訴後の説明会）

刑事犯の容疑による起訴後、引き続きその職に留まろうとするときは、当該議員又は所属会派は議長に、都民並びに議会に対する説明会の開催を求めなければならない。

前項の説明会の開催を当該議員及び所属会派が求めないときには、議長は開催を勧告し、当該議員に出席を勧告するものとする。

(報酬の一時差止)

議員及び知事等が逮捕、起訴されたことにより、会議に出席しない時には、この間の報酬、費用弁償、政務活動費（以下「報酬等」という。）の支給は停止する。

議長は、議員及び知事等有罪判決を受けたときには、前項の報酬等は返還を求めるものとする。

※審査会の意見書が提出された際は、当該議員に本会議での弁明および質疑の機会を設け、本人が説明し、議会として事実を明らかにする必要がある。

また、議員が贈収賄罪等で職務に関連して起訴または有罪判決が確定したときに引き続きその職に留まるときは、説明会を開催するなどとする問責制度を盛り込むこと。開催しない場合は都民が開催を請求することができるとする直接請求制度家を規定する。

一般職の起訴休職制度に準じて、議員が有罪判決を受けた場合、逮捕・起訴後、会議等の公務に出席できなかった期間の報酬、政務活動費等の返還を義務付ける規定を設ける。また、贈収賄罪、公職選挙法違反、政治資金規正法違反等、職務に関連した犯罪で起訴されたときには、判決確定までの報酬、政務活動費等の支給を差し止め、財産権に配慮しつつ返還を求める。

◎附則関係

・附則に、共産党案に準じ、来任期中の検証と見直し規定を設けること。

※ふりい議会の慣習に基づき既成概念を打破することが、政治不信が高まった今こそ、問われている。

「裏金」問題の反省に立ち、悪弊を断ち切り、都民の負託に応え得る都議会、都政の将来に向けて、日本最大かつ日本一古色蒼然たる東京都議会が変わる節目となることを強く祈念すべく、本条例制定に満足することなく、引き続きの検証と見直しを求めるものである。

以上